

荒尾市万田炭鉱館条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、荒尾市万田炭鉱館条例（平成26年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

**第2条** 荒尾市万田炭鉱館（以下「炭鉱館」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の3月前から使用日当日までに荒尾市万田炭鉱館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

**第3条** 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、使用を許可した者に対しては、荒尾市万田炭鉱館使用許可書（様式第2号）を交付する。

(使用の変更又は取消し)

**第4条** 前条の規定により炭鉱館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、使用日の前日までに荒尾市万田炭鉱館使用変更（取消）許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

**第5条** 条例第10条第3項ただし書の規定により、使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変等不可抗力により使用できないとき。
- (2) 使用者の責めによらない理由により使用できないとき。
- (3) 使用日から起算して10日前（休館日を除く。）までに使用の申請を取り消し、又は変更の申出をし、市長が、相当の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

**第6条** 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請をするときに、荒尾市万田炭鉱館使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、別表の基準に基づき使用料の減免の可否を決定したときは、荒尾市万田炭鉱館使用料減免承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

**第7条** 使用者は、炭鉱館の館長及び職員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 建物又は設備を汚損しないこと。
- (5) 使用が終わったときは清掃を行うとともに、速やかに原状に回復すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認める事項に違反しないこと。

(指定管理者による管理)

**第8条** 条例第13条の規定に基づき炭鉱館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第4条までの規定及び前条第6号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条（見出しを含む。）及び第6条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第1項中「第11条」とあるのは「第15条第4項」と、前条中「炭鉱館の館長及び職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、第2条中「様式第1号」とあるのは「様式第6号」と、第3条中「様式第2号」とあるのは「様式第7号」と、第4条中「様式第3号」とあるのは「様式第8号」と、第6条中「様式第4号」とあるのは「様式第9号」と、「様式第5号」とあるのは「様式第10号」とする。

(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に荒尾市万田炭鉱館条例施行規則（平成26年教育委員会規則第1号）の規定によりなされた炭鉱館の使用に係る申請、処分その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

**別表**（第6条関係）

使用区分	減免率
------	-----

1	市が行政目的のために主催する行事に使用するとき。	10割
2	市が共催する行事で活力ある地域社会づくりに資するために使用するとき。	5割
3	市が後援する行事で活力ある地域社会づくりに資するために使用するとき。	2.5割
4	その他市長が公益上必要と認めるとき。	市長が定める率

備考

- 1 冷暖房使用料は、使用区分1を除き減免の対象外とする。
- 2 減免後の使用料に、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。